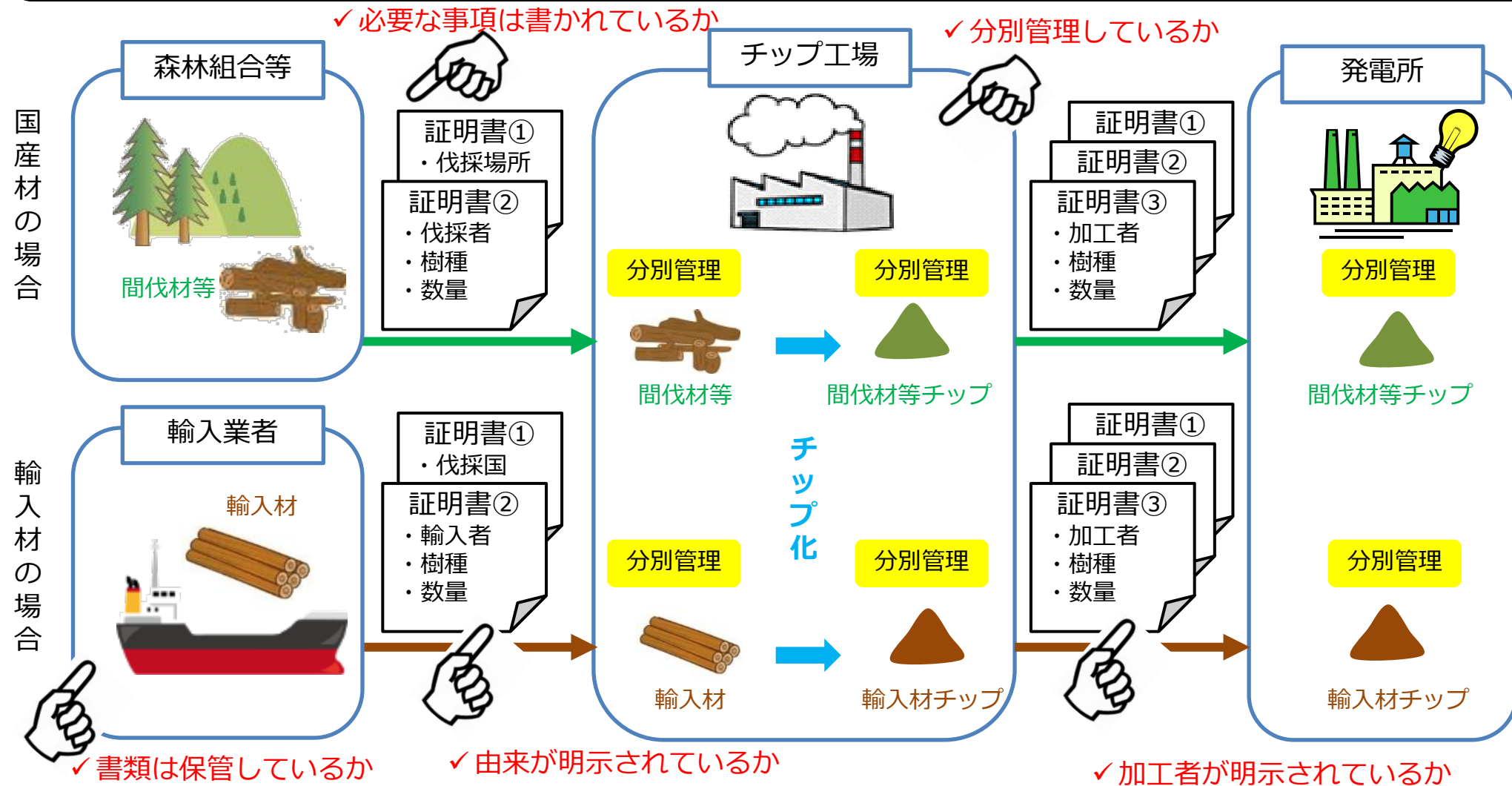


前回のご指摘事項について

平成28年2月4日
林野庁

発電利用に供する木質バイオマスの証明について

- 林野庁は、木材関係業界の自主的取組を促す「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を作成。調達価格等を定める経済産業省告示により、ガイドラインに準拠して分別管理を行う必要があることを明示。
- 設備認定時は、ガイドラインに基づく認定を受けているチップ工場事業者等から、適切に分別・管理された木質バイオマスを調達することを証明書にて確認。
- 設備稼働後は、関係団体と連携し、木質バイオマスの伐採・加工・流通段階におけるチェックを実施。



(参考) 発電利用に供する輸入木質バイオマスの証明の例

(輸入段階)

証明書①：輸出国や輸出国の団体等が発行

証明書②：認定を受けている輸入業者等が発行

(流通段階)

証明書③：認定を受けているチップ工場事業者が発行

証明書①


DNV

DNV BUSINESS ASSURANCE

証明書②

年 月 日

発電用チップに係る輸入由来の一般木質バイオマス証明

〇〇〇チップ株式会社 御中

認定事業者名
及び認定番号

→

△△商事株式会社
バイオー1234

下記の物件は、全て一般由来の木質バイオマスであり、適切に分別
管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量

以上

※輸入国等が発行する証明書に、認定事業者名及び認定
番号を追加記入することでも可。



証明書①


DNV

証明書②

年 月 日

発電用チップに係る輸入由来の一般木質バイオマス証明

×××発電株式会社 御中

認定事業者名
及び認定番号

→

〇〇〇チップ株式会社
全木質チー987654

下記の物件は、全て一般由来の木質バイオマスであり、適切に分別
管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量

以上

※輸入業者等が発行する証明書に、認定事業者名及び認定
番号を追加記入することでも可。